

第6号様式

随意契約について

公表年月日	令和8年7月1日
担 当 課	子ども未来応援課

契約業者名・住所	社会福祉法人松戸市社会福祉協議会 松戸市上矢切299番地の1
工事等の名称	令和8年度 松戸市ファミリー・サポート・センター事業業務委託
工事等の場所	松戸市上矢切299番地の1 他
種 別	委託
工事等期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
契約金額	21,289,000円
工事等の概要	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けたい者と当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡、調整等を行うことにより、地域における育児の相互援助活動を推進する。
随意契約の理由	「松戸市ファミリー・サポート・センター事業」は平成17年度より社会福祉法人松戸市社会福祉協議会が請け負ってきたところです。 当事業は、育児の援助を行いたい者（提供会員）と育児の援助を受けたい者（利用会員）をもって構成する地域密着型の会員制相互援助活動であり、保護者の就労形態の多様化や、施設サービスの時間帯を越えた保育需要、個別保育及び緊急時の保育需要等に対応することにより、仕事と家庭の環境整備を図る手段として多くの市民に利用されている事業です。それに対し、当法人は、住民が安心して暮らせる福祉コミュニティづくりと地域福祉の推進を目的として市民の協力によって運営されている民間非営利の福祉法人です。 また、市内の介護支援、ボランティア活動のサポートや高齢者などの在宅生活の支援のため、公的ヘルプサービス、民間シルバーサービスと協調する会員制で有償制の住民参加型のサービスについても、実績やノウハウを保持しています。 以上のような観点から、事業の更なる質の向上を目指すためには、事業委託の継続が必要と思われ、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約とし、松戸市財務規則第138条第1項第1号の規定により一者から見積もりを徴することが、適法かつ妥当であると思慮されます。